

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8seki jima@yahoo. co. jp



2008年5月号

「ねんきん特別便」をめぐる状況

◆全受給者・加入者 9,500 万人に発送開始

4月2日から、記録漏れの可能性が高い人以外の全受給者・加入者計 9,500 万人に向けて「ねんきん特別便」の発送が始まりました。6月以降には事業所経由での送付も予定されています。社会保険庁でも、社会保険事務所における休日の相談日を増やすなどして、相談体制を強化する方針を明らかにしています。

◆「わかりにくい」の声が多い

しかし、社会保険庁の発表によれば、これまでに「特別便」を送付した受給者の約4割に相当する約 90 万人が未回答であり、回答した約 141 万人のうち約 103 万人は「訂正なし」と答えています。実際には記録漏れの事例が相当数あるそうです(3月 18 日現在)。「特別便」を受け取っても、「具体的な情報が載っていないのでわかりにくい」「昔のことで思い出せない」という人が多いようです。

民主党では、「特別便」が届いても記録漏れに気付かないとみられる人(3月末までに特別

便が届いた記録漏れの可能性が高い年金受給者・現役加入者のうち記録を訂正した人を除く)を対象に、記録漏れがあるとみられる記録やヒントを同封して「特別便」を再送する独自の法案(ねんきん特別便緊急支援法案)を今国会に提出する方針を示しています。

◆物証があれば社会保険事務所でも審査

これまで、自分の記録に誤り等があると思う人は、「年金記録確認第三者委員会」に申し出る必要がありましたが、家計簿や確定申告書のコピーなど、保険料を納付していた物的証拠があることで判断しやすい案件については、社会保険事務所に申し出て年金支給の是非を審査してもらえるようになりました。

審査が進まない「年金記録確認第三者委員会」の審査を省略して記録回復のペースを上げるのがねらいだそうです。

また、厚生労働省は、国民年金加入者が満額の受給額を確保した後も保険料を払い続けてしまった分について、返還する制度の創設も検討しているようです。

65歳になる妻は振替加算が受けられますか

質問 私の老齢厚生年金には加給年金が加算されています。来月妻が65歳になりますが、妻は私との結婚期間が短く、年金も短期間しか納付していなかったため、年金の受給資格がありません。妻が65歳になったら振替加算が受けられると聞きましたが、私の妻の場合はどうなるのでしょうか。

あなたの奥さんが65歳になっても、老齢基礎年金の受給資格期間を満たせない場合には、振替加算は受けられません。あなたの加給年金は、奥さんが65歳になった翌月から支給されなくなります。

1 振替加算とは

夫（妻）の老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象者（配偶者）が65歳に達すると、支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき、配偶者が老齢基礎年金を受けられる場合には、老齢基礎年金の額に配偶者の生年月日に応じた加算が行われます。これを「振替加算」といいます。

サラリーマンの被扶養配偶者は、昭和61年4月からは国民年金の第3号被保険者となりました。しかし、それ以前の国民年金任意加入期間について、納付していない期間のある人は老齢基礎年金の額が低額となります。そのため、救済措置として、一定の要件の人には老齢基礎年金に振替加算を加算することになっています。

2 振替加算の対象者の範囲

振替加算の対象となる配偶者は、満65歳到達時において、加給年金額の対象となっていた人です。ただし、大正15年4月2日

から昭和41年4月1日までの間に生まれ人に限られます。

なお、配偶者が老齢基礎年金のほかに老齢厚生年金や退職共済年金を受けている場合には、厚生年金保険または共済組合等の加入期間が原則240月未満のときに限られます。

3 振替加算の対象者が無年金者の場合

合算対象期間（カラ期間）等の期間が25年あれば老齢基礎年金の受給資格を満たしますが、年金額には反映されないため、老齢基礎年金は支給されません。ただし、この場合でも振替加算の要件に該当すれば、老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして振替加算相当額の老齢基礎年金が支給されます。しかし、あなたの奥さんは、この要件にも該当しないため、振替加算は支給されません。

4 念のため確認を！

無年金者と思い込んでいても、再調査によって年金の受給権が発生するケースがあります。念のため確認してください。

なお、あなたの奥さんに3年以上国民年金の納付期間があれば、奥さんの死亡であなたは死亡一時金の請求ができます。また、あなたが死亡した場合には、奥さんは遺族厚生年金の請求ができます。

未払い賃金の救済制度

◆勤務先が経営破たん

勤めていた会社が経営破たんしてしまい、「もう少し待ってもらえないか」と言われていた先月分の給与も支払われなくなりました。このままでは生活が立ち行かなくなってしまう…。このようなケースでは、従業員救済のため、労働者に対して未払い賃金の一部を立替払いする「未払い賃金の立替払い制度」がセーフティネットとして用意されています。

◆未払い賃金の立替払い制度とは

未払い賃金の立替払い制度では、「賃金の支払いの確保等に関する法律」に基づいて、労働者健康福祉機構（旧労働福祉事業団）が未払い賃金の一定範囲を立替払いします。機構は労働者が持つ賃金請求権を代わりに取得し、もし事業者に資産があれば、そこから立替払いした賃金を回収します。

立替払いの請求は、未払い賃金のある労働者が、破産等の証明者から証明書の交付を受け、機構に提出して行います。証明者は、会社の倒産が破産などの法的手続による倒産なのか事業停止などの事実上の倒産なのかにより異なります。法的手続による倒産の場合は裁判所が選任した管財人や清算人、事実上の倒産の場合は会社所在地を管轄する労働基準監督署長が証明者となります。

立替払いの金額は、退職前6カ月間に未払いになった給与や退職金の80%です。賞与や総額2万円未満の未払い賃金については対象とはなりません。また、退職時の年齢に応じて支払われる金額に上限が設けられており、30歳未満は88万円、30歳以上45歳未満は176万円、45歳以上は296万円とされています。

◆対象は中小企業、パートやアルバイトも

この制度の特徴の1つとして、対象は中小企業に限定されるということが挙げられます。中小企業の範囲については、業種別に4つの区分に分けられていますが、一例を挙げると、一般的な産業であれば「資本金3億円以下または労働者300人以下」、サービス業であれば「資本金5,000万円以下または労働者100人以下」などとなっています。

また、この制度は正社員だけを対象にしたものではありません。パートやアルバイト、外国人労働者等、労災保険の適用事業場に雇われて賃金を得ていた労働者であれば、雇用形態・国籍等を問わず、未払い賃金の立替払いの対象となります。



●偽装請負で松下に賠償命令

松下電器産業の子会社「松下プラズマディスプレイ」の工場で請負社員として働いていた男性（33歳）が偽装請負を告発した後に解雇されたのは不当だとして、同社に従業員の地位確認や慰謝料の支払いなどを求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は「当初から両者の間には労働契約が成立している」とし、請負契約は無効としたうえで従業員としての地位を認め、未払賃金（月額24万円）と慰謝料（90万円）の支払いを命じる判決を下した。（4月26日）

●家族が増えた後の障害年金加算を検討

自民党は、障害年金の受給者に配偶者や子どもがいる場合の加算について、年金を受給し始めた後に結婚したり子どもができたりした場合でも加算が受けられるよう法律改正を検討していることを明らかにした。今国会で議員立法による法案提出を目指すとしている。現行制度で加算があるのは障害年金を受給し始めた時点の家族の分だけとなっている。（4月26日）

●「うつ病による解雇は無効」東京地裁

東芝の工場に勤務していた元社員（41歳）が、過重労働が原因でうつ病となったのに休職期間満了後に解雇されたのは不当だとして解雇無効などを求めていた訴訟で、東京地裁は「業務以外にうつ病を発症させる要因は認められない」として、同社に解雇無効と未払賃金・慰謝料など計約2,800万円の支払いを命じた。原告代理人によれば、業務に起因してうつ病になった社員の解雇が無効とされた判決は初めて。同社側は控訴した。（4月23日）

●後期高齢者医療で人間ドックが自己負担に

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の開始に伴い、75歳以上の後期高齢者の人間ドック受診が原則全額自己負担となることが明らかになった。新制度を運営する都道府県単位の広域連合が費用補助を実施していないため。（4月23日）

●「ねんきん特別便」市区町村でも相談受付へ

社会保険庁は、ねんきん特別便に関する相談を全国190市区町村の窓口でも受け付けることを明らかにした。同庁では協力してもらえようとする地方自治体を募集しており、今後さらに増える見通し。また、5月中は4日を除く土日は全国の社会保険事務所で相談窓口を開くと発表した。（4月22日）

●低所得者に年金上乘せを検討 厚労省

厚生労働省は、低所得の無年金・低年金者対策として、基礎年金の支給額を公費で加算する仕組みや未納分の保険料を過去に遡って一括払いできる仕組みの導入、加入期間要件の緩和などの検討を始めた。2010年以降の実施を目指す。年間1.1兆円の財源確保が課題となる。（4月22日）

●勤労者は「終身雇用」「年功賃金」を支持

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査で、「終身雇用」「年功賃金」について勤労者のそれぞれ86.1%、71.9%（ともに過去最高）が支持しており、日本型雇用慣行への支持が強まっている傾向が明らかになった。（4月19日）